

## 解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する市営住宅の一時使用に関する要綱

### (目的)

第1条 解雇・雇止め（以下「解雇等」という。）により住居の退去を余儀なくされる者（以下「離職退去者」という。）に対し、新たな居住の場を確保するための期間、市営住宅の既存空き家の使用（以下「一時使用」という。）を認め、離職退去者の生活の安定に寄与することを目的とする。

### (対象者)

第2条 一時使用の対象者は、京都市内に住所又は解雇前・予定の勤務先があり、雇用先からの解雇等に伴い、平成20年12月1日以後に現に居住している住居から退去を余儀なくされた者又はその同居親族とする。

### (離職退去者の認定)

第3条 離職退去者の認定は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号の書類により行うこととする。

- (1) 社員寮、社宅等雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされた場合 解雇通知、寮・社宅からの退去通知等
- (2) 住居手当等により居住可能であった住居から退去を余儀なくされた場合 解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書等
- (3) 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされた場合 解雇通知、失業等給付の申請書（離職理由等）、賃貸住宅の契約書等
- (4) その他前3号に準じる場合 別に定める書類

### (使用許可条件)

第4条 一時使用については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行い、次に掲げる事項を除いては、原則として公営住宅法、同法施行令、京都市市営住宅条例及び同施行規則を準用する。

- (1) 前条の規定により離職退去者の認定を受けた者は、京都市市営住宅条例第6条各号（第4号を除く。）に掲げる要件を具備するものとみなす。
- (2) 前条の規定により離職退去者の認定を受けた者は、保証人を立てることを要しないものとする。
- (3) 一時使用の期間は、原則として1年以内とし、使用者から許可期限の更新の申し出があり、かつ、その理由が真にやむを得ないと認められる場合に限り、1年間に限り更新することとする。
- (4) 家賃については、入居する住宅の第1分位の基本家賃とする。

### (一時使用入居時の修繕)

第5条 使用に充てる住宅は、現状のまま使用させるものとする。ただし、日常生活に著しい支障がある場合は、この限りでない。

### (退去時の修繕)

第6条 使用期間が満了した場合、退去時の修繕料は請求しないものとする。ただし、自然  
損耗以外の使用者の責めに帰すべき破損等に係る修繕料については、この限りでない。

(公募資格の特例)

第7条 この要綱に基づき入居した者のうち、公営住宅法等の入居者資格要件に該当するも  
のについては、市営住宅の入居したまま一般公募に応募することができるものとする。

(虚偽の申請)

第8条 虚偽の申請に基づいて行った一時使用の許可については、無効とする。

(補則)

第9条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行について必  
要な事項は、都市計画局住宅室長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。